

見守り 新鮮情報

日帰りバスツアーの当選ハガキが届いた。心あたりはなかったが、無料ならと思い参加した。ツアー中に敷物の工場に立ち寄った際、**高額**なムートンの**シーツ**を**勧められた**。「今買うなら**安くする**。

約60万円で

いい」と言われたが、高額なので断った。しかし、出発時間が迫り焦っている中「分割払いなら大丈夫」と強く言われ、**慌てて契約**してしまった。クーリング・オフしたい。
(70歳代)



当選した 無料バスツアー 高額商品の販売勧誘に注意!

ひとこと助言



- 懸賞等で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額なネックレスや布団類等を勧められたという相談が寄せられています。
- その場の雰囲気でのまねたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースがみられます。強引に勧められても、冷静になり、本当に必要なものかをよく考えましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- 要件を満たせばクーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第451号(2023年5月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566